

マイナンバー(個人番号)を記載した市税申告書等の提出の際には、次の本人確認書類をお持ちください。

※市税に関する証明等申請時の「本人確認」とは異なります

○代理人が申告書等を提出する場合

※①、②のいずれかの組み合わせの書類をお持ちください

	本人の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
①	<p>【いずれか1点の写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード【両面】 ・通知カード <p>(デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)以降、記載事項(氏名、住所等)の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合に限り利用可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しや住民票記載事項証明書 <p>(個人番号が記載されたもの)</p>	<p>【いずれか1点】</p> <p>個人番号カード/運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書/税理士証票/写真付き学生証/写真付き身分証明書/写真付き社員証/写真付き資格証明書/戦傷病者手帳</p> <p><代理人が法人の場合></p> <p>登記事項証明書/印鑑登録証明書/地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書(領収日又は発行年月日が6か月以内のもの)/納税証明書</p> <p>+当該法人との関係を証する書類(社員証等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状(任意代理人の場合) ・戸籍謄本等(法定代理人の場合) ・税務代理権限証書
②		<p>【いずれか2点】</p> <p>公的医療保険の被保険者証(健康保険証)/介護保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書/学生証(写真なし)/身分証明書(写真なし)/社員証(写真なし)/資格証明書(写真なし)/国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書(領収日又は発行年月日が6か月以内のもの)/印鑑登録証明書/戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)/住民票の写し/住民票記載事項証明書/母子健康手帳/特別徴収税額通知書/退職所得の特別徴収票/納税通知書/源泉徴収票/特定口座年間取引報告書</p>	<p>【上記の書類が困難な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードや健康保険証、運転免許証、パスポート、市から送付された氏名・住所が印字された申告書等の本人しか持ち得ない書類

※郵送での提出の場合は、書類の写しを同封してください